

## 出張理容について

### 理容師法

第6条の2 理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

### 理容師法施行令

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 1 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- 3 前二号のほか、都道府県（地域福祉法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあっては、市又は特別区）が条例で定める場合

### 堺市理容師法施行条例

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第5条 理容師法施行令第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して理容を行う場合とする。

### 社会福祉法

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 1 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 2 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 3 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 6 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

## 出張美容について

### 美容師法

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第7条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない。

### 美容師法施行令

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 美容師が法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 1 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 2 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 3 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあっては、市又は特別区）が条例で定める場合

### 堺市美容師法施行条例

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第5条 美容師法施行令第4条第3号の条例で定める場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事業を行う施設に入所している者に対して美容を行う場合とする。

(※社会福祉法については、前頁をご参照ください)